

お問い合わせ先一覧

電子マニフェスト制度について

公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階
TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112
サポートセンター 月～金（祝祭日を除く）の午前9時～午後5時
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

県内の産業廃棄物のことについては最寄りの保健所へ

大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0186-52-3953 FAX 0186-52-3911

北秋田保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0186-62-1167 FAX 0186-62-1180

能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0185-52-4331 FAX 0185-53-4114

秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 018-855-5173 FAX 018-855-5160

由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0184-22-4121 FAX 0184-22-6291

大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0187-63-3694 FAX 0187-62-5288

横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0182-45-6139 FAX 0182-32-3389

湯沢保健所 環境指導課 環境・食品衛生班

TEL 0183-73-6157 FAX 0183-73-6156

秋田市内の産業廃棄物のことについては秋田市環境部へ

秋田市環境部 廃棄物対策課

TEL 018-888-5713 FAX 018-888-5714

このリーフレットについて

秋田県生活環境部 環境整備課 廃棄物対策班

TEL 018-860-1624 FAX 018-860-3835

E-mail recycle@pref.akita.lg.jp

電子マニフェストを はじめましょう!

利用すると秋田県環境保全センター
の使用期間を延長できます

簡単

确实



しっかり

©2015 秋田県んだッチ

安心

電子マニフェスト制度が
よくわかる公式ページはこちらから



<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

● 排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任は排出事業者にありますので処理が終了するまでの状況を確認する必要があります。

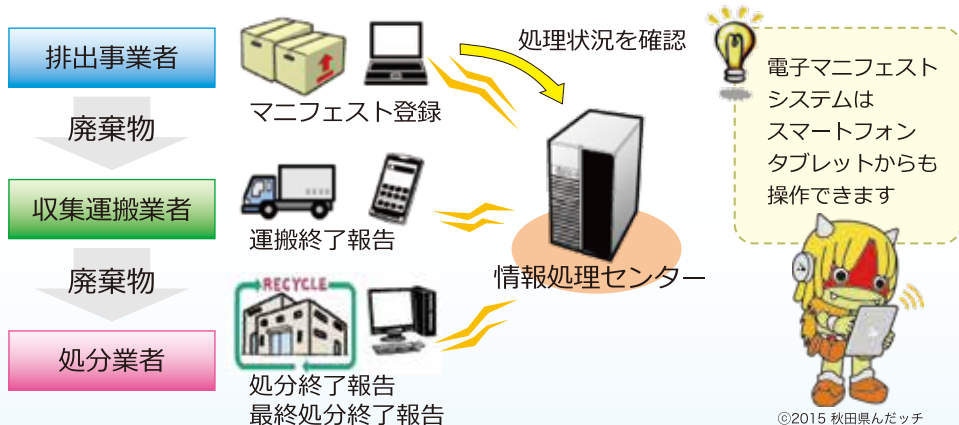
電子マニフェストを利用することで処理状況を容易に確認できます！

※特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者は電子マニフェスト利用が一部義務化されています。

● 電子マニフェストの仕組み

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」は、排出事業者が収集運搬業者や処分業者に委託した産業廃棄物の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的としています。

「電子マニフェスト」では、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやりとりを行います。



● 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しの日から 3日以内 にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引き渡した日を含まない	○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に 引渡しと同時に マニフェスト（A～E票）を交付
処理終了確認※	○情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の 通知（電子メール等）により確認	○運搬終了報告：B2票とA票を 照合して確認 ○処分終了報告：D票とA票を 照合して確認 ○最終処分終了報告：E票とA票を 照合して確認
マニフェストの保存	○マニフェストの 保存が不要 （情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	○A票を 5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	○県や政令市への 報告が不要	○県や政令市に 自ら報告

※処理終了確認期限：運搬終了、処分終了は90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、最終処分終了は180日以内に報告がない場合、県や市への措置内容等報告書の提出が必要となります。

● 電子マニフェスト利用のメリット

簡単！ 事務処理の効率化

- ・入力したマニフェスト情報は情報処理センターに送信されるため、紙マニフェストの場合の作成や照会の手間等が大幅に軽減されます。
- ・マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されているため、紙マニフェストを保存する必要がありません。

確実！ データの透明性

- ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常に処理状況を把握でき、データの修正や取消をする際にはお互いの承認が必要となりますので、誤入力を防ぎます。
- ・本社や支店などからもマニフェスト情報を確認することができます。

しっかり！ 法令遵守

- ・電子マニフェストでは、法で定める必須項目の入力がないと、先の画面に進むことができなため、記載漏れが起こりません。
- ・処理終了確認期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者へ通知が届きますので、処理状況の確認漏れを防ぐことができます。

安心！ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

- ・電子マニフェスト利用分の情報は、情報処理センターが毎年県や政令市へ報告するため、排出事業者による報告書の提出は不要となります。

さらに！ 秋田県環境保全センターの使用期間が延長

- ・電子マニフェストを利用する場合は、使用期間を最大1年延長できます。

使用者	使用期間（最大）※
①燃え殻・汚泥・鉋さい・ダスト類（ばいじん）を搬入する事業者	通常 → 電子マニフェスト利用の場合 2年
②中間処理産業廃棄物を搬入する中間処理業者	1年 → 2年
③年間の搬入上限量の合計が1,000tを超える事業者	3年 → 4年
①～③以外	通常

※建設工事（小規模工事を除く）等から一定の期間だけ産業廃棄物が排出される場合や廃石綿等を搬入する場合は、原則として廃棄物が排出される期間（工事期間等）が使用期間となります。



©2015 秋田県んだッヂ